

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	過疎地域における県税の課税の特例に関する条例				
条 例 番 号	平成30年神奈川県条例第2号	法 規 集	第3編第7章		
所 管 室 課	総務局財政部税制企画課				
条 例 の 概 要	地方税法の規定に基づき、事業税、不動産取得税及び固定資産税について、神奈川県県税条例の特例として、課税免除を行うことを定めている				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、県内の過疎地域の持続的発展を支援するため、県内唯一の過疎地域である真鶴町からの要請も受けて制定したものであり、引き続き過疎地域を支援するため、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、個人又は法人が過疎地域内で生産等設備を取得して一定の事業の用に供した場合等に課税免除措置を講じるものであり、過疎地域の持続的発展を後押しする機能を有している。			適用実績 H30.3～R5.12 なし
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例に規定する適用要件に該当すれば、個別の通知等を要せず、当然に課税を免除するものであり、効率的な内容となっている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例による課税免除措置は、「神奈川県過疎地域持続的発展方針」に沿って行うものであり、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	地方税法の規定に基づき、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税について特例を定めるものであり、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他	減収補填措置の対象となる課税免除を定める省令が改正される都度、これに併せた改正を行う必要がある。			
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等  現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				